

第6回 我が国の民間企業によるイノベーション投資の促進に関する研究会

議事要旨

■ 日時：令和6年6月24日（月）16時30分～18時00分

■ 場所：経済産業省別館626・628会議室・オンライン併用開催（Teams）

■議題：

1. 開会
2. 民間企業によるイノベーション投資の促進に関する事務局説明
3. 自由討議
4. 閉会

■議事概要

上記議題について広く意見交換を行い、下記のような議論が行われた。

- 入りのイノベーション促進税制と出口のイノベーションボックス税制がセットである。日本企業のIPが海外に流出しているのは、日本で研究開発に対する後押しが少ないからなのではないか。入りを強化していかないと、出口だけ措置しても日本でIPがなかなか定着しないものだと思っている。そういう意味で言うと、自社開発の無形資産投資を優遇税制の対象とするイノベーション促進税制のほうは去年のリベンジで進めたい。これ自体がまさにイノベーション促進税制の対象範囲を含めた研究開発費という概念が海外、特に米国の会社と一致してくることになるので、日本企業の株価が見直される、上昇するような話につながると思う。税額の控除の繰越し措置に関しても提案させていただきたい。研究開発、イノベーションとは少しずれるかもしれないが、IPを日本に置くに当たって、イノベーションボックスでロイヤリティーを回収するという話がある中で、源泉税がかかる話になると、やはり日本に置くのはやめようかという話になるので、その租税条約の見直しというところも絡んでくる。一方で、企業はどこもドルはドルのまま持っておきたいみたいな話もあるが、日本において機能通貨の概念がない。日本で回収したら、それを円転しなければいけない。その換算手数料等々も出るので、機能通貨の導入も検討すべき。最近、話題になったが、レパトリ減税などに関しても、今海外の会社から配当を引っ張ってくると1.5%の税金を取られるという意味で、どの企業も日本の企業、子会社から根こそぎ吸い上げておいて、海外はそのままというところがあると思う。借り入れて新規投資するというよりも、潤沢に資金があるほうが新規投資は進むと考えられ、結果として海外子会社が成長する一方で日本子会社が衰退する事態を招きかねない。海外の資金を活用して日本のIP投資を加速する観点も重要ではないかと考えている。
- 事務局の資料にまとめられているが、中間の取りまとめとの主な相違点というところのサマリーを見ると、相当厳しい議論だったと思う。この会議体の体制について、特に本会議とWGとの間の役割、ミッションのところだが、制度デザイン検討ワーキンググループは比較的分かりやすい。今期中、早いタイミングで細かなガイドラインを決めなければいけないので、この辺りをWGで細部を詰めてもらって、第7回本会議でそれをレビューするというのと理解。ガイドラインに入れ込むに当たって明確化してほしい論点という点について、特に第三者とのクロスライセンスの取引がある場合、自社保有のIPのライセンスフィー収入と、第三者が持っているIPに関わる対価の支払いをネットオフする概念だが、こういったものの取扱いがどう

なるのかというところの整理も明確化をぜひお願いしたい。また、事務局資料の8ページ目、自己創出比率の計算を行うときに、関連者との間で特定特許権等の取得費や支払ライセンス料の支払いが一定額以上ある場合には、対価の妥当性を示すバウチャーを提出期限までに作成して保存しなければいけないという一文が入っている。事業会社において、国内の関連者との間ではローカルファイルのような特定のドキュメントを作っているわけではないので、どういうレベル感のドキュメントが求められているのかについて、明確化をお願いしたい。事務局資料17ページの事前の証明書の交付手続きについて、必要があるのか、や本当にフィージブルなのかという意見が前回までの研究会で出ていたと思う。そういったものも踏まえて、どのレベルまでの確認を、どういった時間軸の中で行っていくのかということに関しては、ガイドラインを通じて現実的な落としどころを探っていただきたい。令和6年度の改正で研究開発税制とトレードオフの議論になってしまったというところが、産業界として警戒感をなかなか隠せないのではないかと思う。入り口と出口は別物という整理をぜひともしていただきたいので、今回の議論の際にも、R&D税制との関連という観点に関しても、どういう前提で議論すべきなのかというのは気になる論点。また、Harmful Tax Regime（有害税制）認定を回避する為のOECDからの事前のgreenlightに関しては制度上どこまでのflexibilityがあるのか気がかかっている。実質的に厳密な運用ルールという前提であれば、企業の実務実態に照らして検討しても運用ルールと整合せず意味がないことになってしまう。諸外国の事例等も参照しながら、この辺のallowance、flexibilityの水準感は研究会としても把握しておきたいところ。

- 内閣府から示された知財推進計画2024の中を見ると、研究開発を費用ではなくて投資と捉えるようなイノベーションのマネジメントの高度化が必要で、イノベーション拠点税制できちんとイノベーションを循環させるように入り口と出口をしっかりと捉えて、それをさらに知財、無形資産の開示ということで投資家、株主に向けて開示をして投資を呼び込んでいく、という循環をさせることが大事だということが書かれている。このようなことを前提に、イノベーション拠点税制が議論されているのだと思うが、残念ながら所得の範囲が特許の譲渡、ライセンス、それからAI関連のソフトウェアに関する著作権の譲渡、ライセンスということでかなり絞られた形でのスタートとなった。そのため、企業の知財関係者の関心は高いとは言えず、譲渡やライセンスだけに適用するのであれば、パテント・トロールの動きを助長してしまうのではないかという心配の声も一部には起きている。一般論で語るのは良くないのかもしれないが、往々にして業績が悪化してくると、特許の譲渡やライセンスに走るのは日本企業に限らず、欧米企業でもよく見られる傾向。新設されたイノベーション拠点税制なので上手に活用していくことが大事だと思われる。知財部門で関心を持つところはそんなに多くないが、研究開発部門では、AI関連のソフトウェアの著作権が射程に加わったことによって、イノベーションを起こして、それで減税が受けられるのであれば、イノベーション循環に繋がるのではないかという期待を持っている会社もあるのではないか。そのときにいくつかの課題があると思っており、例えば国内だけの研究開発ではなくて、海外の同じ会社の研究拠点と一緒に共同で研究開発を行ったときはどうなるか、や海外子会社がフロントになって世界中でビジネスをしていて研究開発は主に日本でやっている場合、海外子会社にライセンスや譲渡した際の所得に対して全く減税適用が受けられないとすると、ブレーキがかかりすぎてしまうのではないか。自己創出比率の算出方法のところで、「国内で」「自ら」というところをどの程度まで認めてもらえるのか、海外への知財譲渡、海外子会社からのライセンス収入は一切認められないのか、といったところも含めてガイドラインづくりが非常に重要ではないかと考えている。現在、ソフトウェア開発において、純粋なプロプライエタリーはほとんどなくなってきており、どこかにOSSが入っている。OSSの課題を整理しておくことも必要ではないか。更に、対象となる知財と契約の問題も考えておく必要がある。所得は会計上表れてくるが、実態として、知

財単独の契約ばかりとは限らない。包括的な技術移転契約のように、対象の知財が広範で、ライセンス、譲渡などが様々に混在しているような場合、対象の知財の範囲、所得の範囲をどのように考えるのか、という点もガイドラインなどで示してもらえると、現場として使いやすい制度になるのではないか。

- 特に大企業にとって重要な Embedded の知財、自己投資のところが認められなかった。大企業としてはおそらくそちらがメインで、ライセンスアウトして収入を得るのがメインではないので、ある意味がっかりというのはよく分かるところ。一方で、バイオベンチャーが一番メインとして、あるいは AI のベンチャーなどで税金を支払っている企業にはメリットがある。今回制度として認められて、来年度から施行ということでガイドラインを作るとのことだが、この制度デザイン WG で、特にベンチャー企業などメリットのあるところの現実を踏まえて、良いガイドラインを作り、きちんとその制度を定着させていく、利用実績を上げていくことが重要。ソフトウェアのところは非常に重要な話。よく考えて整理してやらないと、うまい結果が出ない。例えば、1 番目の研究開発を可視化し、対外的に開示するメリットという点は、会計基準が念頭になっているということで、対外的に開示という話が出てきているということ。会計基準の話というのは、明瞭性や一致性というロジックがあるため、やはり一番重要なのは研究開発、収益から投資というサイクルを回していくプロセスを会社の中で明確化することが大事なのではないか。会計原則というのは、それをさらに開示するという話だが、企業が開示したい内容はなるべく良い話である一方、会計基準というのは良い話というより、投資家向け目線ということなので、悪い話も同様に記載する。そこは企業の中で回るようなアカウンティングメカニズムにフォーカスを置いてやっていく。要は、税制のインセンティブを与えると、どのようにそこがさらに回るようになるのかということ。あるいは、なぜこの税制が必要なのか、研究開発税制があるのに、なぜそのアウトプットへの税制が必要なのかという点にも効いてくる。様々な論点を入れすぎてわかりにくい状況にならないように、実務の現実の話に引っ張られて、逆に理論的な整理がおざなりにならないよう、気を付けてやっていくべき。話としては非常に重要な話。
- せっかくできた制度を、どのように使いやすいものにするか、ガイドラインとしてまずは仕上げるということをするべき。まずは現状の制度を使いやすくし、事務局資料 17 ページ記載のガイドラインの目次について、きっちりと仕上げていくべき。
- 時間軸をどう捉えていくかだと考えており、来年 4 月施行という期限が決まっているので、まさに使いやすいガイドライン、官民双方の負担が少ない形で、かつ中小、スタートアップなども使いやすい制度設計をしっかりとやっていくというのはマストだろう。この研究会は、昨年度の検討で十分至らなかった部分をフォローして、制度デザイン WG とソフトウェア WG でそれぞれしっかりと議論し、ガイドラインを作っていくということが重要だと考えている。事務局資料 22 ページについて、イノベーション拠点税制のガイドラインに関しては、大手企業と中小企業、スタートアップ、また、今年から定義された中堅企業のところまで含めてどのように整理するかというところは大事なポイントである。資料の中にも中小企業特例という形で論点が入っているが、この部分は大企業の意見と中小企業の意見をそれぞれしっかりとくみ取って、使いやすい制度を作っていくのが良い。制度デザイン WG では、OSS も含めて他社帰属 IP が混在している場合、新旧の IP が混在した場合など、典型的な事例だけではなく、こういうケースもあり得る、十分想定されるという具体例をいくつか示していかないと、制度設計の詳細説明だけだと理解が深まらない可能性がある。イノベーション拠点税制の関連税制や会計基準等、いわゆる関連法令などの全体像をもう少し見える化できたら良い。すみ分けや線引き、関連する論点、ガイドラインが本当にこの制度のみだという形で作ってしま

うと、その周辺や外縁、他にどのような制度があって、どのように影響しているのかという点が分かりにくくなってしまう。入り口と出口の議論もその点に関連するため、全体像を整理した上で、改めてイノベーション拠点税制の位置づけが明確になると、議論もより分かりやすくなる。

- 今回ようやくゼロからイチとなりスタートしたこともあり、多くの企業が使える税制であるべきだということも含めて、何を目指すべきなのかは今後の議論で確認していきながら、そのためにHowとしてどういうことができるかを示していく、ガイドラインとして出していく、そのような議論の順番がとれると良いと考えている。特に今後進めていく上で、ソフトウェアについては対象がAIに限定されたが、実務上、AIだけを売りにしてライセンスしているものは多くなく、所得のとらえ方については、各委員とともに中心的に議論をさせていただきたい。ソフトウェアと会計基準との関連では、ソフトウェアの研究開発を定義する上で一般的に使われる基準ということでこの会計基準が用いられるため、そのための今回のワーキンググループを通じての議論という理解。一方で、会計基準が求める目的、背景と、それぞれの税制の中で研究開発を定義するときの目的、背景は、どうしても目指す、方向性が異なるところがあるため、その部分を一致させるのか、もしくは別々のものだという整理をしながら研究会の中で新たな定義をしていくのか、そもそもの方向性をまず議論をする必要がある。ようやくゼロイチで生まれた税制をきちんと大切に育てつつも、より多くの企業が使えるようにし、日本の経済が浮上するきっかけの一つになると良い。
- ネクサス比率の適格研究開発費について、国外関連者への委託試験研究費が今回対象外となっている。日本ではもちろんR&Dを行っているが、かなりの割合を欧米の地域で行うので、これが除かれると、制度的な恩恵を受けづらい状況がある。昨年度の研究会で、R&D税制とイノベーション拠点税制は別物で、両輪として成立させるという話があったが、結果的にはR&D税制に少し変更が加わった。対象知財のところを令和6年4月1日以降の取得の特許権に限定されているが、特許権の取得から収益化まで10年前後を要する状況がある。今回の制度の適用の期間が7年間程度想定されており、収益化まで10年間かかることを鑑みると、7年間の適用措置で、どれだけ恩恵を受けることができるのか疑問が残る。このような状況が特定の業界の問題なのか、あらゆる業界でも同様の問題があるのかという点を考慮し、どのような設計が良いのかについて議論していければ良い。
- より多くの企業に広く使ってもらうには、中小企業も使いやすい、使ってみたいと思えるような制度にすべき。以前いた企業の知財担当などと話した際、改良し、その際に特許を出しても、そこから出る商品は随分後になったり、今日スーパーの棚にあるのはどこまでが新しい商品、改良品かというのが分からなかったりするという話になった。知財由来の利益というのは分かり得ないところもあるが、中小企業の場合、例えば材料とかであれば、その特許で作った製品ははっきり分かり得る。そういった点を考慮していくと制度の影響力がさらに大きくなり、日本の国内がもっと元気になっていく。
- ソフトウェアの議論等については単年度だと厳しいという印象であり、2～3年の時間軸を持って、マイルストーンを切って進めていくのが良い。事務局資料4ページに算式が出ているが、こちらについては実際にいくつかの産業データを使ってみて、この制度を適用したら会社としての税率が実際どの程度変わるのかという点を見た上で検討を進めたら良い。最終的な目標としては、研究開発拠点として日本の立地競争力が高まらないと何のためにやっているのか分からないため、そういった効果が本当にあるのか、企業の行動を変えるぐらいの力があるのか、ということを数字で検証していくのが良い。そこをぜひワーキンググループで

も検討いただきたい。

- 収益化まで 10 年という話など多く議論されている。来年 4 月 1 日から始まる制度において、この制度デザイン検討ワーキンググループに落とし込んで制度設計をしなければならないという時限的な状況の中、昨年度まででも議論されたところ以上、その他の論点について議論するよりも、しっかり制度として決まったところについてどうするかという議論がまずあって、それからその他の論点のところに進めていくのが無難ではないか。4 月 1 日からの施行に向けて、制度設計ワーキングでもあまり議論が発散すると実りあるような結果が得られなくなる。WG が 3 回と限られた状況下で、まず制度として対象となったところをきちんと議論するという意見には賛成。特許権の期間、7 年間の時限的な扱いという点等には思うところがあり、必要に応じてまた発言させていただきたい。
- 細かい内容においてこういった論点が出てくるかというのは優先順位を決めて議論していければと思う。7 年間の時限措置ということ、研究開発税制との関係性ということのも常に問われているということなので、この税制が今後どのように発展していき、残っていくかというところでは、効果測定していくというのは非常に重要になってくる。こういったデザインでデータをとっていけば良いのかわかりかねる点はあるが、今後制度を発展させるだけではなく、きちんと生き残らせるという意味では必要。

以上

お問い合わせ先
経済産業省イノベーション・環境局
研究開発課
電話：03-3501-9221